

4. 判決書 (DIVORCE ORDER) 未成年の子がいる場合の和訳文作成例

(裁判所により原文の体裁が異なるため、本例を適宜参考にして作成してください。翻訳者の氏名を末尾に記載してください。翻訳会社による翻訳の場合には、会社名及び代表者名の押印が必要です。)

離婚証明書（和訳文）

家庭法令 1975

オーストラリア連邦巡回及び家庭裁判所において (裁判所所在地名)
ファイル番号 : (P) XXXXXXXX

以下の間の婚姻において

(例: 外務 太郎) (夫)
及び
(例: 外務 省子) (妻)

登録官の面前に於いて : 副登録官〇〇〇〇

傍聴日 : 20XX年 XX月 XX日

傍聴場所 : メルボルン

20XX年 XX月 XX日に執り行われた上記夫妻の婚姻に関し、(例: 外務 太郎と外務 省子)による離婚申請は、20XX年 XX月 XX日に傍聴された。

裁判所は以下のことを確認した :

1. 婚姻は証明済みである。
2. 原告（または被告）夫／妻（あるいは両者）は実質的にオーストラリアの居住者または市民であり、離婚申請直前の1年間においても同様であった。
3. 離婚申請の理由：婚姻は修復不可能であることが確認された。

裁判所は判決により以下の事実を申し渡す :

4. 55A(3)項に該当する婚内子は存在しない。

裁判所判決 :

5. 裁判所によってなされた離婚判決は、20XX年 XX月 XX日より効力を生じ、
よって婚姻は解消した。

オーストラリア連邦巡回及び家庭裁判所 印
登録官 署名

証明書及び注釈ページ2参照

翻訳者氏名 外務 太郎

ファイル番号 : (P) XXXXXXXX

離婚判決効力発生証明書

(例: 外務 太郎と外務 省子)による離婚申請が 20XX年XX月XX日に効力を生じ、(例: 外務 太郎 と 外務 省子)の婚姻は解消した事を証明する。

オーストラリア連邦巡回及び家庭裁判所 印
登録官 署名

注釈 :

1. 家庭法令 1975に基づき、婚姻の当事者が、その当事者の財産、或いは扶養費に関し、裁判所に何らかの申請を行おうとする場合、かかる申請は離婚判決の発行後 12ヶ月以内になされねばならない。右期限の後は、かかる申請は、まず裁判所による申請を行うことの許可を得ずに行うことはできない。
2. 婚姻の解消は、当事者の遺言書を無効に、或いは、別の形でその実施に影響を与える。両当事者は、自身のとる立場に関し、該当する州又は特別地域の法のもと、法的助言を求めるものとする。
3. 婚姻のいずれかの当事者が、当離婚判決が確定となる前に再婚した場合は（一方の当事者が死亡した場合を除く）、重婚の罪を犯すこととなる。
4. 当離婚判決が確定となる前に、婚姻のいずれかの当事者が他方の当事者が死亡した事を知った際には、その当事者は裁判所に対し、死亡日と死亡した場所の詳細の宣誓陳述書もしくは証明書を提出すべきである。
5. 1975年家族法第 60 条により、離婚命令の効力発生後は上訴ができない。離婚命令は命令発効後に確定する。

翻訳者氏名 外務 太郎